

協議第 8 8 号

「新町の町章」について、次のとおり提案する。


平成 1 7 年 1 2 月 6 日

西松浦地区合併協議会


会 長 岩 永 正 太

「新町の町章」について
新町の町章は、4 番の作品とする。


最終候補作品

作品番号	作品の趣旨
1	
	<p>「ひとが輝き 世界へはばたく 土と炎のまち有田」にふさわしく 全体は「有田町」の「a」をモチーフに赤は活力と炎を緑は自然との調和を表わし躍進する「有田町」のイメージをデザインしました。</p>


	得票
小学生	26
中学生	33
各世帯	94
合計	153

作品番号	作品の趣旨
2	
	<p>Aをアレンジしています。色は窯の中の炎を表し、丸い部分は炎を意味しています。</p>

	得票
小学生	19
中学生	14
各世帯	99
合計	132

作品番号	作品の趣旨
3	
	<p>有田町のイニシャル「A」をモチーフに、町特有の歴史文化を世界へと発信する”はばたくまち”をデザイン。緑は伝統に包まれた町の環境、赤はやきものを象徴する炎を表し、新しい町の町章としました。</p>

	得票
小学生	116
中学生	231
各世帯	477
合計	824

作品番号	作品の趣旨
4	
	<p>有田町の「有」をモチーフにはばたく鳥の形にシンボライズ。青は世界の大空へはばたく有田町の姿を鳥の形に込め、緑は美しく豊かな自然との共生を表し、赤は窯の炎と町民の情熱、協調を表しています。未来へ向かい、ひと・自然・文化がはばたく有田町を表現しています。</p>

	得票
小学生	276
中学生	260
各世帯	469
合計	1,005

作品番号	作品の趣旨
5	
	<p>有田町のアルファベットの頭文字「A」をモチーフに図案化しました。将来像である「ひとが輝き世界へはばたく土と炎のまち有田」を意識し「A」と炎を組み合わせてデザインしました。</p>

	得票
小学生	14
中学生	44
各世帯	49
合計	107

作品番号は受付順になっています。順位ではありません。

協議第 89 号

「学校教育の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 17 年 12 月 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	学校教育の取扱い
調整内容	<p>有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(平成 16 年 11 月 15 日 第 1 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>新町において新たに有田町奨学資金貸付制度を創設し、当分の間、旧有田町区域を対象とする。</p> <p>有田ロータリー福島奨学資金制度は、新町全域を対象とする。</p> <p>有田町奨学資金及び有田ロータリークラブ福島奨学資金の貸付金額は国見・ふるさと西有田奨学資金に準ずる。</p>

協議第 90 号

「ごみ対策・環境保全の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 17 年 12 月 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	ごみ対策・環境保全の取扱い
調整内容	<p>ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(平成 16 年 12 月 7 日 第 4 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>生ごみ処理機設置事業は、現行のとおりとする。</p> <p>ごみ処理容器設置事業は、現行のとおりとする。</p> <p>ぼかし肥料専用容器購入補助事業は、有田町の例による。</p> <p>ごみ集積場整備補助事業は、有田町の例による。</p> <p>環境リサイクリング事業は、現行のとおりとする。</p> <p>資源ごみ回収奨励事業は、廃止する。</p> <p>有用微生物群 (EM 菌) 生ごみ減量化普及事業は、有田町の例による。</p> <p>リサイクルデー事業は、現行のとおりとする。</p>

協議第 9 1 号

「下水道事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	下水道事業の取扱い
調整内容	<p>1 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。</p> <p>2 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。</p> <p>(平成 1 7 年 1 月 1 1 日 第 7 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとする。</p> <p>浄化槽整備推進事業の負担金は、西有田町の例による。</p>